平成24年 第8回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成24年8月15日(水) 午後1時30分開会

午後4時5分閉会

開催場所 摂津市役所本館3階 301会議室

付議事件

議案番号	件名	審議結果
3 4	「小学校の通学区域変更の件」	承認

出席者

委 員	長	大矢優子	次世代育成部次長		教育政策課長代理	野本憲宏
委員長職種	8代理者	福 元 実	兼教育センター所長	前馬晋策	こども教育課長代理	橋本登喜子
委	員	溝口重雄	生涯学習部次長		生涯学習課長代理	
委	員	原田正文	兼文化スポーツ課長	布 川 博	兼安威川公民館長	辻 稔秀
教 育	長	和 島 剛	総 務 課 長	岩見賢一郎	総務課長代理	安田信吾
教育次	長 兼		子育て支援課長	木下伸記	総務課総務係員	関本敏晴
次世代育	成部長	馬場博	教育政策課長	若狭孝太郎		
教育総	务部 長	登 阪 弘	教育推進課長	撰田裕美		
生涯学	習部 長	宮部善隆	こども教育課長	小林寿弘		
			児 童 相 談 課 長	北橋ひとみ		
			生涯学習課長	柳瀬哲宏		

委員長

ただいまから、平成24年第8回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は福元委員長職務代理です。よろしくお願いいたします。

審議に入ります前に、本日の議事進行につきまして、各委員にお 諮りします。本日の付議案件は議案第34号の1件でございます。 内容につきましては、小学校の通学区域変更の件でございますが、 去る7月25日に通学区域審議会が開催され、答申内容が決定され ました。つきましては、開催通知の5番目、その他(3)摂津市立 小中学校通学区域審議会からの答申について、でございますが、答 申経過などをご説明いただくため、本日はこの審議会会長にお越し いただいております。そこで、付議事件に入ります前に会長より答 申とその経過等についてご説明をいただき、各委員からご意見やご 質問等をいただきたいと思いますが、ご異議はございませんでしょ うか。

全委員

異議なし。

委員長

異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、まずその他の案件(3) 摂津市立小中学校通学区域審議会からの答申についてを行い、その終了後、議案第34号から順次審議を進めて参ります。

それでは、摂津市立小中学校通学区域審議会からの答申について、子育て支援課長から進行をお願いします。

子育て支援課長

ただ今委員長からご案内がありましたとおり、通学区域審議会の 会長にお越しいただいておりますので、まずご紹介させていただき ます。

【摂津市立小中学校通学区域審議会会長の紹介あり】

それでは、会長から答申内容をご説明いただき、その後、委員長 へお渡しいただきたいと思います。

摂津市立小中学校 通学区域審議会会長 小学校の通学区域の見直しについて、答申いたします。

【以下、答申書等参考資料により説明あり】

子育て支援課長

次に、審議会の経過について会長から簡単にご説明をお願いした いと思います。

摂津市立小中学校|

ただ今、答申書をお渡ししたところでございますが、審議の経過 通学区域審議会会長 につきまして、説明させていただきます。

【以下、審議会の経過について説明あり】

委員長

それでは、答申内容につきまして、委員の皆様からご意見・ご質 問がありましたらお願いしたいと思います。

溝口委員

教育委員会としては諮問をした立場で、ご答申を受けるわけであ りますが、ご答申については何の異議もございません。ただ、さら に視野を広めて市民的・一般的な立場から言って、この答申理由な り、2回の審議会のやり取りの中で、ちょっとひっかかる部分がご ざいますので、お尋ねしたいと思います。

まず一つは、答申理由の1枚目の下から4行目ですが、味舌東自 治会は、就学児童のいる自治会員の理解を得るなどの活動をされて いるとあります。また、下から2行目で、地域住民や該当区域の保 護者の理解は概ね問題がないと考えられる、といったご答申であり ました。概ね理解をいただいているということは、控え目な表現だ とは思いますが、一方ではやはり一部問題ありの認識を示されてお るのではないかと思います。そういったところから、もし一部問題 ありということであれば、どのような内容になるのかをお聞きした いと思います。

摂津市立小中学校

まず1回目の審議会の時に出ましたけれども、地元の自治会長さ 通学区域審議会会長 んに来ていただきまして、この間の事情についてご説明いただきま した。その内容は、先程申し上げましたとおり、地域社会・コミュ ニティ醸成に支障をきたしているということでした。そういったこ とを受けて、地元の方でもかなり努力して、この要望書を2回に渡 って出されておりますけれども、地元の理解を得られるようにかな り努力をされております。それから、地元の説明会の様子をうかが っておりますと、概ねという言葉が控えめなのかということもあり ましたけれども、取り立てて反対であるとか、そういったような意 見は出されておらずに、少し細かい境界線についての懸念は示され たようですが、それ以上に子ども達の事を考えると、納得されたと

理解しております。

溝口委員

5月と7月に審議会があったわけですけれど、5月の審議の折に、これは自治会長の表現なのですが、ある集合住宅については味舌東自治会の集落という表現がありますけれど、集落とは関係が無い、と表現されております。集落というのは旧来の集落という意味合いだと思います。あるいは、その前にも例があったと思いますが、お宮さんとか、消防であるとか、農治関係のことであるとか等の維持管理をやっている集落という意味合いだと思います。そういう集落と、ある集合住宅とは関係が無いというのはよくわかりますし、その通りだと思います。ただ、校区を変更していく場合において、そういう関係性は無いけれども、A自治会であれ、B自治会であれ、今回の隣接する集合住宅については、どうしても関心を持たざるを得ないわけであります。同じようなエリアの中で、このエリアに限って味舌小学校区へということですから、その辺りの論議が十分あったのかどうかについてお聞きしたいと思います。

もう一点、ある委員からの質問で、隣接する集合住宅で味舌小学校ではなく摂津小学校に行かれている方の声があるかという質問に対して、教育総務部長は、特にご意見はいただいていません、ということなのですが、こういった2つの集合住宅についてのやり取りと言いますか、理解はどの程度まで浸透しているのか、実際入り込んでこういう反応であったのかについて併せてお聞きしたいと思います。

摂津市立小中学校 通学区域審議会会長 審議会と致しましては、地元説明会の周知につきまして妥当かどうか、その目安としていたところでございます。どのような形で地元説明会をやりますということを周知されたのか、それで、反対のご意見をお持ちであれば、その中でご発言されていただろうと思うわけでして、今のところ周知の方法は、関係する2校の保護者並びに当該区域の世帯につきましては、すべて周知されたということですので、一応の理解を得られているというように私は理解して、この答申を作成していったところでございます。

溝口委員

こういった校区の変更については、平成18年から6年にしてやっと実現したということで、当自治会は喜んでおられると思いますし、結果的には良かったと思います。もう少しスピーディにと言いますか、文科省から出ておるように、例えばいじめがあった場合と

か、あるいは、これはどこに線を引いてもそういう現象はあるのですが、隣近所と比べ2倍3倍の通学時間がかかるといった通学距離の問題ですとか、あるいは中学校であれば部活の問題については、こういう制度があるという周知措置をもっと各学校単位で広げていった方が、一部学校選択になっていくという説もありますが、もっと簡単に処理をした方が良いのではないかと思っています。

教育長

通学区域の変更につきましては、今回はこういう事象が出てきたということで、資料をお付けいただき説明をいただきました。今溝口委員からありました3つの案件についてはその都度、個別に議論していかないといけないと思います。こういった特例措置の問題は大きな課題ですので、今後事務局の方でも議論していく必要があると考えております。

委員長

他にご質問等がございませんので、以上で摂津市立小中学校通学区域審議会からの答申については終わりたいと思います。

なお、今後のスケジュールにつきましては後ほど議案第34号の 内容説明の際に子育て支援課長よりお願いしたいと思います。

それでは、議案第34号「小学校の通学区域変更の件」について 子育て支援課長よりお願いします。

子育て支援課長

議案第34号「小学校の通学区域変更の件」について、先程摂津市立小中学校通学区域審議会会長からありましたように、7月25日付けで答申をいただきました件につき承認を求めるものでございます。

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

委員長

説明が終わりました。何かご質問やご意見はございませんでしょうか。

異議なしとのことですので、議案第34号「小学校の通学区域変 更の件」については、承認と致します。

続きまして、4.報告事項(1)事業実施に伴う奨励援助の件について総務課長より説明をお願いします。

総務課長

事業実施に伴う奨励援助の件について、ご報告申し上げます。 [事業実施に伴う奨励援助の件について報告] 委員長

何かご質問はございますでしょうか。

溝口委員

大阪府立摂津高等学校体育科講演会についてですが、事業の内容 としてスーパーインストラクター招へいして等とありますが、どう いうイベントを予定されておるわけでしょうか。

教育推進課長

兼ねてから、摂津高校との連携を図ってきている一環と致しまして、府立高校の専門学科等支援事業として、摂津高校の体育科がこの事業を実施し、元ラグビー選手であります大八木氏をお招きして、体育科の生徒に自分自身がスポーツを勉強するということもそうなのですが、スポーツを通して、人材を育成するなどの職業に就くということも多いことから、そのような内容を踏まえた講演をしていただきます。大阪府の事業が本市で実施されるということですので、地域住民の方や、保護者の方にもお越しいただきたいという内容ですので、また市民の方にも周知をしていきたいと考えております。

溝口委員

それから、摂津青年会議所の行事ですが、9月度例会 これから の地域社会と考えるという事業がありますが、これに予定されるメ ンバーはどういう方々なのかわかりますでしょうか。

総務課長

青年会議所のメンバーの方々でございますが、摂津市内において チラシまたは青年会議所のホームページ等でPRをされ広く参加 をされるということです。

次世代育成部次長

内容について私の方でもお伺いしておりますので、私の方からご説明いたします。摂津の子どもの教育についてパネルディスカッションを行うと聞いております。教育関係者からパネリストをお願いしたいということで、教育政策課長の若狭を推薦しております。その他、保護司会から1名の方、それからJCの関係で嶋野議長がパネリストの一員であるということです。

委員長

この件は、以上で終わりたいと思います。

次に(2) 摂津市民図書館及び鳥飼図書センターにおける指定管理者モニタリング評価結果について、生涯学習課長よりお願いします。

生涯学習課長

平成23年度摂津市民図書館及び鳥飼図書センターにおける指 定管理者モニタリング評価結果につきまして、ご報告申し上げま す。

[以下、参考資料等により報告あり]

委員長

説明が終わりましたが、何かご質問・ご意見はありませんか。

溝口委員

結論から言えば、5段階評価で適切であるという評価が下されたわけでありますが、3段階で言えば甲乙丙・優良可の丙なり可であります。これは決して満足のできる評価・評定ではないと思うわけです。しかも、こういった評価をする場合については、いわゆる相対評価で、例えば他市で類似のこういうサービス機関との厳しい比較検討をしていかないことには、更なる向上は望めないのではないかと思っております。それについては、協議会委員が10名おられて、第三者だということなのですが、ちなみにどういった方々が居られるのかというのが一点目の質問と致します。

それから、第二点目はそう多くの団体のサービス機関を調べなくてもこの三島4市の中で本市を除いた3団体については、図書館という分野においては極めて立派な建物だけでなく、運営についても立派にされております。これは十数年前のことでありますけれども、児童国会図書館、これは国立ですが東京でこれを建てるについて、三島の地で国会議員をされた方が中心となり超党派で行動し、お造りになった経過があります。こういったことに触発されて、三島の3団体はそれぞれ光り輝く図書館運営をされておられるというふうに私は思っているわけであります。今の摂津において、評価結果が適切であるというのは、絶対評価としてはそうだと思いますが、もっと他の団体の図書館をご覧になって厳しい相対評価の中で、あるべきサービスはこれで良いのかどうか、これを更に努力をしていただきたいと、これは要望とさせていただきます。

生涯学習課長

一点目のご質問にございました、摂津市民図書館等協議会委員の 構成者でございますが、学校教育関係者と致しまして現職小学校の 校長及び教諭が2名、社会教育関係者と致しまして2名、家庭教育 活動実践者と致しまして2名、学識経験者としまして元小学校教諭 が1名、大学教授が1名、市民公募が2名、計10名でございます。 教育長

市民図書館の充実というのは大きな課題だと思っております。この評価を見ていましたら、1年目ということで数字を見ていたら四半期ごとに段々右肩上がりに上がってきており改善の方向にあると見ております。当初、指定管理者の方からも、いろんな図書館としての他市でも実施しているようなイベントであったり、隣接する公民館との事業連携であったり、あるいは学校図書館とどうつなげていくのか等いろんな提案もされておりますので、2年目以降はそれぞれを見守りながら摂津の市民図書館を更に良いものにしていくよう努力していきたいと考えております。

委員長

市民の直接の声というのは反映されるのでしょうか。例えば、投書箱のように、意見を集める方法等はありますでしょうか。

生涯学習課長

市民からの声でございますが、これらの評価以外に毎年8月に市 民からのアンケートを実施しておりまして、市民図書館及び鳥飼図 書センターにアンケート用紙とアンケートBOXを設置しまして、 2週間アンケートを実施しております。

委員長

アンケート実施の際に、今までの形態と、指定管理制度に移行した後の形態との違い・評価も得られるのでしょうか。移行後良くなった点・悪くなった点等の項目はありますでしょうか。

生涯学習課長

初年度ということでございまして、今結果が出ておりますのが、 平成23年度のアンケート結果でございますが、そちらの中では指 定管理者に移行したことをご存知ですかという質問と、平成23年 4月以降職員の接客態度が変わりましたかという質問、後はフリー での回答事項がございます。正直申し上げますと指定管理者に移行 したということに関しては、一般市民の方の認知度は低いものでご ざいましたが、接客態度が非常に向上したという回答もございまし たので、そちらは大変良い評価だという認識でございます。

委員長

他にご質問がございませんので、次の案件に移りたいと思います。その他(1)平成24年度7月までの問題行動等件数について、 教育政策課長より説明をお願いします。

教育政策課長

平成24年度7月までの問題行動等件数について、ご説明申し上げます。

[以下、参考資料等により報告あり]

委員長

説明が終わりましたが、この件につきまして何かご質問はございませんか。

溝口委員

3件の報告の中で、1件目と3件目について意見と質問をしたい と思います。

まず一点目は、加害者は中学2年生、つまり人権教育が始まって7年間、7年目にしてなおこういう程度のことしかできないということは大げさに言えば、人権教育の敗北です。ということを感想として言っておきたいと思います。まず、この支援学級在籍児童に対するこのいじめ・いたずらは初めてなのでしょうか。私は初めてであることを祈りますけれど、それはどのように確認したのかというのが一点目です。

それから二点目は、5人の加害者が居るわけですが、被害者Aの 保護者との対応はありますけれど、加害者5名の保護者との対応は 報告を見る限りわからないのですが、それはどうなっているのでし ようか。

教育政策課長

1年生男子Aに対しての、障がい特性へのからかい、こうした事象が以前あったとの報告は受けておりません。これまで支援学級在籍児童が関わるいじめについては、一昨年を含め数回発生しております。なお、加害者への対応の件でございますが、6月の定例会においてご指摘がありましたA中学校で発生したいじめの加害者への指導における具体的な内容については、申し訳ありませんが、まだまとまっておりません。今ご質問があったB中学校での加害女子生徒の保護者に対する指導内容等も把握ができておりませんので、それと併せまして加害者への指導ということで、少し遅くなって申し訳ございませんが、まとめまして次回ご報告申し上げたいと思います。

溝口委員

一点目のいたずらは、あったか無かったかの質問については、聞いておりませんと、無かったという判断ですけれども、聞いていないだけで、そういう判断をして良いのかどうかと思います。大津の事件とはレベルが違うことではありますけれども、今回の場合は担任教諭が発見したとありますし、生徒仲間からの申し出ではありません。従って、繰り返しますがこれが初めてであればと祈りますけ

れども、事務局での確認方法が今のままで良いかどうかは別問題だ と思いますが、今後どのようにお考えですか。

教育政策課長

確かに、ご指摘の通り、いじめの具体的事案の報告について事実 経過と指導方法に留まっていたという感は拭えません。特に被害児 童・生徒の過去の経緯について、似たようなケースがそれまで無かったのかどうか、それと以前からご指摘があります加害者への指導 内容も含めて、報告の時に把握できるように努めて参りたいと思います。また、今ご指摘いただきましたように、過去に遡って同じようないたずらが無かったのかどうか、それも一つのチェックポイントとして確認して参りたいと思っております。

溝口委員

年に何度かの調査として、後程出てくる資料によっては学期単位でということをお考えのようですが、前回も申し上げたように、こういう調査はいじめの抑止力にもつながってくるわけであります。従って、調査を通じて、早めに発見をしていくということが非常に重要だと思います。そういう点において、今後努力いただきたいと思います。

委員長

先程ありました、人権教育の敗北というお話ですが、人権教育をする際には特に、アイマスク体験でありますとか、車イス体験であったり、車イスバスケットボールを観に行ったり、といった話を聞いたことがありますが、主に肢体不自由の方の理解に努めるという方向に今のところなっているようです。他にも障がいには種類がありまして、知的障がいがあれば、精神障がいもあるわけです。実際に学校に在籍している子どもさんは、いろんな障がいを持っておられるわけですが、その障がいについて、どこまで理解を求める教育をするかということで、学校では非常に判断が難しいと思います。あるいは、障がいの事実を言うことで差別が起こるというような懸念もあるという話を聞いたことがあります。もしよろしければ、第二部でどのような人権教育をしているのかということをお話いただけたらと思います。

委員長職務代理者

一点目なのですが、支援学級の子どもが、からかわれるという状況にあるというのは非常に大きな問題だということです。もう一つ、組織としてということです。ここに書かれているのは支援学級の担任がそれをまず見ているわけです。そのことが、支援学級の担

任から報告もされておらずに、保護者の申し出があって初めて担任が関わってくるという構図だと思います。ここに、ここの学校の問題に対するアンテナの低さを感じます。本来であれば、支援学級の担任教諭が発見し制止したとありますので、この時点で動き出していないと私はダメだと思います。ここの学校はこういう組織対応であるということであれば、他の事例もこういう見逃しがついつい出てくるかもしれないと思うわけです。その辺り、学校へのきちんとした組織対応について事務局から指導をいただかないといけないと思っています。

溝口委員

3件目の報告ですが、中学3年生のAという女子生徒に、教科担 当から始まり、別の先生、そして養護教諭、担任、最後に管理職、 合計5人の先生方が振り回されているわけです。暴力においても2 人に渡っているわけです。同じ子どもがこういう暴力を続けている のを、管理職が何度も指導に入って初めて謝罪をしたとあります。 もっと初期の段階で、対応する先生1人目・2人目の段階で毅然と した教師として、また人間として、生徒と先生との関係をはっきり 態度で示していないからこういうことになるわけです。これについ て、診断書はきっちり取られておりますか。それから、被害届につ いてです。被害届を出すかどうかは次の段階の話でありますが、診 断書を取り、事と場合によっては教育委員会からはもちろん、警察 の方にもというようなことをきっちり示すことによって、この教室 なりこの学校内に緊張感が出てくるのではないかと思います。リー ダーとする校長がそういう姿勢を取らないことには、A中学校にお いてはこのようなことが繰り返されるのではないかと思っていま す。それについてはどうでしょうか。

教育政策課長

この事案について、診断書の確認はできておりません。指導としましての被害届についてですが、確認は取れておりません。ご指摘があったように対教師暴力においては、毅然とした対応、法的な対応を含めての指導が必要だということは、生徒指導担当の指導主事もそういった認識を持っております。繰り返し対教師暴力を行う生徒については、怪我の度合いによりますが、時には例え軽微なものであっても診断書を取るという認識であります。被害届より先に警察機関との相談・連携については対応してきているところではございますが、併せて確認をしていきたいと思います。

委員長職務代理者

この女子生徒は、生徒同士の生徒間暴力は無いのですか。今回は 対教師暴力ですが、今まで過去にこの女子生徒に関して、生徒間暴力での報告はあがってないのでしょうか。今回対教師暴力が初めて でしょうか。

教育政策課長

A中学校の生徒Aについて、それ以外のことにつきましては把握できておりません。

溝口委員

それと、保護者に対しての対応ですが、家庭での指導はどうなっているのかというような接触はあったのでしょうか。

教育政策課長

この事案については確認できておりません。

教育長

この女子生徒は初めてとは思えないわけです。友達との間でもあったのではないかと思いますし、学校としても委員会等がありますからその中で、固有名詞、個人名が出てきたらその子に対して、どう指導していくのかといった方針をきっちり出していかないと、その都度対策しているだけになってしまいます。先程ご指摘がありましたように保護者への指導も含めて、もう一度、教育政策課長からもこの学校に対して、学校組織としてこの子にどう対応していくのかをきっちり指導するようにしていきたいと思います。

溝口委員

私たちは疑問を持って、課長に質問をしているわけですけれども、その前に課長自身がこういう報告を受けて、当該校長に対してどうなんだというやり取りが無いと、これは語弊がありますけれども、言いっぱなしの聞きっぱなし、というようにどうしても映ってしまうわけです。少なくとも、報告ですからもちろん加筆・訂正を事務局は勝手にできませんけれども、疑問とすることについてはきっちり聞いておいていただかないと、時間がかかるばかりだと思います。これは初めてではありませんから、厳しく言っておきたいと思います。

委員長

溝口委員からおっしゃったことを受けまして、ここで私たちは毎 月挙がってくる案件に対して、こうしたら良いのではないか、ああ したら良いのではないか等、意見が出ます。それは当該の学校には お伝えしているのでしょうか。 教育政策課長

はい。学校には伝えております。

委員長

それでは次の案件に移りたいと思います。

教育政策課長

順序に沿って参りますと、資料3.4になろうかと思うのですが、 開始に併せてお配り致しました資料番号が付いていない平成24 年度全国学力・学習状況調査、学力調査における結果概要について の資料ですが、これも教育政策課所管でございますので、もし許可 いただければこの説明をここで致したいと思うのですが、いかがで しょうか。

委員長

承知致しました。お願いします。

教育政策課長

それでは、平成24年度全国学力・学習状況調査のうち、学力調査における大阪府の傾向としての結果概要について、ご説明致します。

[追加資料により、報告あり]

委員長

説明が終わりましたが、何かご質問はございますでしょうか。

溝口委員

今年は、抽出方式ということで、小・中学校合わせて4校ということだったのですが、新聞報道を見ますと希望校が82%、全国でも81%、大阪府下では82%でしたので、私は驚いております。たまたま抽出4校があったから、かろうじて一定の傾向がこれで分析できるわけですけれども、やはり悉皆と比較した場合はやはりどうしても抽出の限界はあろうかと思います。その辺で、本市と同じように、希望しなかった団体は18%ですが、これは大阪府下43団体からすれば、もう10市ぐらいですか。

教育政策課長

実はこの全国学力・学習状況調査は平成22年度に抽出調査に変わりまして、本市は抽出校以外も希望利用を活用した悉皆調査として参加致しました。なお、抽出校以外の採点処理については、業者委託をしたものでございます。その時は、希望利用の参加については、そうした予算組みをしないといけないといったところから、府下での希望利用数は少のうございました。ところが、昨年中止となりましたこの調査の問題冊子について、例えば調査として実施しな

くても、問題集的な活用、ドリル的な活用を含めて希望利用の手を 挙げてほしいという連絡が入りまして、本市でもその問題冊子をい ただいたものであります。学校で自由に活用していただくことも含 めての希望利用だということですので、今年度は希望利用の形で、 本市でも4校以外の学校でも問題冊子をいただいております。以上 の点を踏まえますと、希望利用参加はしております。近隣他市にも 確かめましたけれども、ほとんどの市町村が学校で自由に活用いた だきたいということでございました。大阪府の学力・学習状況調査 に参加しなかった市のうち、業者を利用して悉皆調査の形で、全国 学力・学習状況調査に参加したところもございますが、希望利用の 数値が高かったのは、いわゆる問題冊子をいただいた市が非常に多 かったということです。

委員長

保護者の立場から言わせていただきますと、全国の試験もして、 大阪府の試験もして、というのは小学校の息子に聞きますと、大変な負担であるとのことでした。中学3年生になりますと、定期テストがありますし、実力テストもあります。その上で大阪府のテストも全国のテストもすると、テストばかりになってしまうので、それよりは授業をした方が良いのではないかと保護者としては思いますので、今回の方を悉皆方式で実施しなかったということは、特に摂津市にとって不利益になるとは私は感じておりません。来月の教育委員会定例会において、大阪府のテスト結果が出ますので、そちらを見てまた全国の方での大阪府の位置を見ますと、全体的に摂津市の子どもがどうなのか、何が足りないのか、何が得意なのかということもわかりますので、それで十分じゃないかと感じております。

溝口委員

この議論は、前回委員長が言われた時にも私の考え方を言いましたけれども、私の今の感覚と子どもの頃の感覚とは違いますけれども、この学力テストはいわゆる実力テストじゃないですか。これに備えて徹夜で勉強するとか、定期テストとは違って、有姿の状態で受けるわけです。負担云々というのは1回実施されるわけですからその限りでの負担はわかりますけれども、その負担を越えてのメリットというのは、全国での相対的な位置を確かめられるということです。テストというのは到達度合いを自ら確認する一つの作業ですから、こんなものは勉強のうちに入らないとか、他の授業をやった方が良いとか、それは全く考え方の違いと言いますか、求められて

いるものが違うわけですから、私の意見としては当然受けるべきだと思います。それから、もう一点は、この論議を5人でやっているわけでありますが、前回も4対1と言いますか、そういう考え方の違いがあります。この件については広く、議会議員はどう考えておられるか、首長はどう考えておられるか、こういうことも十分意見交換する必要があると思います。そういう意味で、常々言っております、レーマンコントロールの接点を作る努力を教育長以下事務局でやっていただきたいと申し上げておきたいと思います。

教育長

今回、平成24年度の全国学力・学習状況調査に抽出方式で参加しましょうという結論を、前回・前々回と議論して結論を出してきているわけでありますから、それは溝口委員のおっしゃった意見もありましたし、大矢委員長が言われました意見もありました。私達も、他市の教育長とお話をする中で、テストばかりで負担が大きいということで、やはりその分授業が止まるわけですから、そういう意見が強かったのも事実ですから、この教育委員会議の中で一定の結論が出て今日があるというふうに理解致しております。

委員長

続きまして、(2)「聞いて!ほっとライン」の運用開始について、 次世代育成部次長より、説明をお願い致します。

次世代育成部次長

8月3日より、「聞いて!ほっとライン」の運用が開始されております。いじめに関わっては毎月の報告に基づいて、その対応等について毎月教育委員会でも議論いただいているところでございます。 先程のお話にもありましたが、これぐらいという見過ごしや、学校の対応の鈍さもありましたので、改めてご意見をいただく中で、我々としても対応を考えていかないといけないと、思っているところでございます。この度、市長部局と教育委員会事務局とが連携致しまして「聞いて!ほっとライン」の運用を開始したところでございます。

「以下、資料により報告あり]

委員長

この件につきまして、何かご質問・ご意見はございませんか。 無いようですので、次の案件に移ります。(4)通学路の交通安 全の確保の徹底について、子育て支援課長よりお願いします。 子育て支援課長

通学路の交通安全の確保の徹底について、報告申し上げます。

[以下、資料により説明あり]

委員長

説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございますか。

溝口委員

日程については、8月から11月末までということなのですが、このスケジュール通りうまくいくのかどうかと思います。例えば、危険対策必要箇所の抽出を現場でされた時、こういう手当てが次のステップとして必要だとなった場合について、かなり地域住民に対しての調整が必要だと思います。例えば、一方通行にして欲しいと言われても、強権的にはなかなかできないと思います。あるいは、道路上に障害物を置いて欲しいと言われても、生活道路としてどうかとか、意見調整が必要だと思うのですが、そういうような調整が必要になることも考慮して、日程的にどうなのかと思います。私も自治会に関わっておりますけれども、今のところ、こういう連絡は全く頂戴していないわけです。この件についてはどうなのですか。

子育て支援課長

現在、各学校から出てきている危険箇所の中にはこれまで対策が 困難なことから、懸案となってきたものもかなり多く含まれており ます。対策案を出すこと自体あまり容易なことではないというのが 正直なところでございます。物理的に難しい道路を拡幅をして歩道 を確保する等の問題や、一方通行にする等の地域の方に影響がある ことにつきましては、この期間内にすべて解決できるとは私どもも 考えておりません。ただ、緊急に対応できるものについては、子ど も達の安全のために対策を講じていくという観点から、早急に考え ていきたいと思っておりますので、関係機関との情報共有を行うこ とが、まずは必要であると考えております。

教育長

地域の方との意見調整が必要なこの問題は、なかなか解決しない問題も出てくると思います。私はまず、各学校・関係者が危険箇所を洗い出してみることだと思います。そのうちで、できること、例えば、ここにガードレールが欲しいというような、比較的市内部でできることと、歩道を確保するための道路拡幅でしたら、来年度予算であげられるかどうかです。今課長が言っていますように、できるところと、できないところを整理していかないといけないと思います。報告書があげてくるのは、来年度予算でこれだけのことをし

ますというような報告になると思います。ただ、各校区で危ないと 感じているところ等、把握しているところはきっちりと押さえてお かないと、すぐできることとできないことが出てくると思います。

委員長

以上で次の案件に移りたいと思います。

それでは、(5)教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及 び評価報告書(案)について、教育総務部長より説明をお願いしま す。

教育総務部長

平成23年度摂津市の教育に関する事務の管理及び執行状況の 点検及び評価報告書(案)につきまして、概略をご説明致します。

[以下、資料に基づき報告あり]

委員長

説明が終わりましたが、何かご意見はございますでしょうか。

溝口委員

これはまだまだ案の段階であるかと思います。完結していないと いうことを前提にして、私の場合は全部が全部ご意見を述べる予定 にはしておりません。今回資料の本市教育の課題と展望について、 数点意見を申し上げたいと思います。これはもちろん、課題ですか ら反省と言いますか、翻ってどのように考えているのかということ が中身だと思います。自らにちょっと甘いのではないかという印象 を持っております。まず、いじめ・不登校の関係ですが、確かに件 数そのものは減っております。これは事実ですが、同じように府下、 あるいは全国でも減っている中で、やはり摂津は相対状況としては 1.5倍から1.8倍という厳しい状況にあるわけです。このことに 触れずに、本市は減っておりますというだけでは甘いというのが一 点目です。資料にも「いじめ、不登校ともに数字的には減少してい るが、本市では、いじめ、不登校が依然として学校教育の深刻な課 題として存在していると言える。」とあります。この段落で、「減少 しているが、」の次に、例えば「国や府下状況対比では、国では何 倍、府下では何倍といった極めて厳しい状況にあり」、といった相 対状況の表現をやはり入れるべきであるというのが一点です。

それから、その次に「依然として大阪府のものを下回っている。」 とあります。これは学力調査のことを記述されておると思うのです が、ここにおいても単に下回っているのではなしに、大きく小学校 で1.8倍、中学校においては府対比で1.7倍、国対比で1.5倍 下回っているという、こういうような相対状況をきっちり振り返る 必要があるのではないかと思います。

次に、「同調査に係る学校アンケートによれば・・」と続くところで、「取り組みへの意欲は、決して低くはないものの、学校全体で気持ちを揃えて取り組むことにおいては、不十分な状況が存在する。」という記述です。これは、やはりリーダーが問われていることだと思います。リーダーである校長を中心に、学校全体で気持ちを揃えて云々という取り組みまで、これは何回も繰り返されておりますけれども、全く直っていないということについて、こういう表現が特に必要だということです。こういうことを書きますと、然らば、教育委員会は学校現場に対して、どのようなチェックなり働きかけをしておるのか、こういうリアクションが当然あります。それを私は期待したいと思っております。そういったことからも、あえて現場のリーダーである校長が中心になって、これをぜひ取り組みいただきたいと思います。

それから、学校教育としての取り組みの重点が4点あるわけですが、4点目の「教育コミュニティづくりの促進(学校・家庭・地域の協働)である。」というところですが、まず私はいつも言っておるのですが、組織としてはこういった学校・家庭・地域をつなぐ学校教育協議会というものがあります。本市の場合も、平成16年以降、組織づくりをやって、平成19年から本格的に取り組まれて行っておりますけれども、この学校教育協議会の組織の強化を図る必要があると思います。それを入れていただきたいと思います。次に、レーマンコントロールの実践の一つとして議会との接点を持つ努力をするということだと思います。以上の二点が、広い意味での教育コミュニティづくりの促進へ大いに寄与していくであろうという考え方であります。

あと40ページ以前の細かな点については次回申し上げたいと 思います。

委員長

この点につきまして、他の委員さんにご意見を伺ってもよろしいでしょうか。溝口委員のご意見は4点ありましたが、他の委員の皆様はこの点検書をご覧になられていかがでしょうか。

教育長

溝口委員の意見をいただいておりますので、他の委員さんからも 今ここでご意見があれば出していただいてよろしいでしょうし、次 回もう一度やりますので、事務局としてもまた事務局の考え方があ ると思いますから、次回にさせてもらっても良いのではないですか。このまま進むとは別としまして、今は意見として頂戴できたらと思います。

委員長

それでは、この件につきましては、次回また詳しく話し合いたい と思います。

それでは、続いて各課事業予定及び結果報告書について、総務課長よりお願いします。

総務課長

[各課事業予定及び結果報告について、説明あり]

溝口委員

9月7日の防災訓練についてが、ここに掲載されておりません。 私は教育委員として案内をいただいているとすれば、全教育委員出 席ということですから、ここに載せるべきではありませんか。

総務課長

主管しております、防災管財課の方から私どもの方に連絡・通知を出したということを聞いておりませんでしたので、ご自宅へご案内文書が届いておられるということであれば、大変申し訳ございません。内部的な連絡ミスでございます。

委員長

続いて、第二部としまして、教育に関する諸問題について話し合いたいと思います。それでは、いじめ問題について行いたいと思います。次世代育成部次長よりお願いします。

次世代育成部次長

前回の定例教育委員会におきまして、いじめに関わって、未然防止のためにも、抑止力の効果を高めるためにも、アンケートを取ることが非常に重要であるという結論をいただきましたので、その素案を8月の定例会でお示ししたいと申し上げました。今回、参考資料として2枚お示しをしております。担当課長より後程ご説明致しますが、特に人間関係の中で、はっきりいじめという言葉を全面に出しますと、なかなか言えなかったり、記名式でいじめについてということになれば、述べられない子どもも居るのではないかと思い、少し表現を緩やかにしながら、学校生活の中で悩んでいるとか、学校そのものが楽しくないとか、そういったことを探れないかという主旨でこのアンケートを案として作っておる次第でございます。このような、緩やかな状況調査は、平成18年度に行い、そのアンケートの内容については平成19年2月2日の教育改革フォーラ

ムで当時の担当指導主事から全体へ報告を致したところでございます。その時の内容も含めまして、今回のアンケートにつきまして、 担当課長より説明させていただきます。

教育政策課長

第二部の資料としまして、お約束をしておりました、いじめアン ケートの素案を用意致しました。平成18年に行いましたのは、細 かく申しますと2点ございまして、1点目は大阪府の緊急アンケー トということで実施したもの、それから本市独自で生活アンケート として実施したものでございます。そうした例の中で、いじめアン ケートとしては、当然無記名になってくるのですが、小学校低学年 では友達にいじわるをされたことがありますか、という問いに3分 の2が、あると答えておりました。そのうち2割が継続している、 解決していないという回答がありました。また、中学2~3年生に 対しては、どうしたらいじめが無くなると思いますか、というよう な投げかけも行っております。無記名が良いのか、記名が良いのか、 これはアンケートの主旨と言いますか、目指す所によって使い分け るのが適当かと思います。併せて平成22年に本市で行ったもの は、ずばり、いじめられていますか、といったものもございました。 今回、素案を作るにあたりまして、平成18年・平成22年に実施 したものの内容、それから昨年学校が独自に行ったアンケート、こ れらもいろいろ調べさせていただきました。小学校は、生活アンケ ート・いじめアンケートという形ではなく、学級集団づくりの調査 として、そのうちのいくつかの設問の中から、抜き出したものでご ざいます。これは年間2回、当該小学校で行ったものであり、集団 づくりの状況、クラス内での人間関係、これらもグラフ化して把握 することができるといったものでございます。当然、個々の問題に 児童がどう答えているかによって、いじめ・嫌がらせを受けている かどうかも把握できるものでございます。中学校で行っているもの は、学期終わりに近づいた時の学期反省です。生徒自らが項目を選 んで、○・△・×を選んで回答する「振り返り」のうちの一部の項 目でございます。こうしたものから、いじめアンケート素案を提示 致します。これは大阪府教育委員会が示しております、いじめ対応 プログラムからかなりの部分を抽出しておりますが、記名式で行い ます。大きな狙いは子ども達の、いじめられている、あるいは嫌が らせを受けている、人間関係に困っている、いやなことが学校で起 こっている、そうしたものを直接把握したいというものでございま すので、いじめられていますか、という発問はございません。それ

から、統計処理を前提に考えておりませんので、傾向とか過去の経 緯とか、そうしたものも設問にはございません。素案アンケートの 4~6番の設問を中心として、それ以外は学校の特性に合わせて学 校独自の発問、あるいは、これに並行して無記名で具体的にいじめ られていますかと聞くようなアンケート実施については学校判断 だと考えております。また、これは小学校の高学年用としてイメー ジしておりますが、中学校版、小学校低学年版を学校に併せて示し たいと考えております。今回の素案に対してのご意見と、併せてデ ィスカッションいただければと思っております。

委員長

説明が終わりましたが、何かご意見はございますか。

私から質問なのですが、2枚目の参考の方のアンケートは今まで 実施したものの抽出ということで、もう一つのいじめアンケート (素案)というものが、実際に小学校高学年向けに実施しようとす るもので、他の学年や、中学校についてはこれから作成するという ことでよろしいでしょうか。

それから、いじめアンケート(素案)の5番で、「学校で物がな くなったり・・」、とありますが、「持ち物がなくなったり」という 表現に変えた方がよろしいのではないですか。そうしないと、学級 で物がなくなったりという解釈を持つ児童が居るかもしれません。

原田委員

統計処理を前提に考えていないということは、これを基に個別面 談するということはどうなのでしょうか。結局いじめの問題の場合 はアンケートを取ったり、いろいろされてきたのだろうと思います が、子どもの方にとってやってみて、良い結果が出たということで ないと、子どもにとっては先生に言っても改善が無いと、段々不信 感も出て、何も言わなくなるというのが基本ですから、個別面談を したところが勝負になりますので、そこで、子どもが訴えているも のを正確に受け止めて学校が対応できるのかどうか、そこにかかっ てくると思います。

教育政策課長

おっしゃる通りだと思います。

委員長職務代理者

先生が最終的に学校として対応する時に、学校のどの部分が、例 えば担任が個別にやっていくのか、ある程度学校内のどういう組織 を使ってやるのかということがあります。そもそも、担任不信とい う子どもが、何らかを書いている時に、原田委員がおっしゃったよ

うな不信感を抱くと、不信の連鎖が起こってくると思います。その 辺り、どう対応していくのかと思います。

教育長

このアンケートの集計は、誰がするのでしょうか。

教育政策課長

それぞれの集計やアンケート素案の7番のような個別の報告については、具体的なところまでは決まっていない状況です。大きな狙いは、実態把握と、こういうアンケートを実施することでのいじめっ子への抑止効果、この2点だと考えております。個々の回答傾向とか、そういったものを実際に集計いただくとか、報告いただくところは考えておりません。ただ、これはいじめだという数については随時報告いただくことは現時点では既に決まっております。共通項目の集計は必要かと思いますが、全体的なことはまだ詰めきれておりません。

教育長

アンケートを実施する時に、どういう体制でアンケートをして、その後個別面談をするというような、全体的な形を作っておかないと、各学校バラバラで取り扱いが異なってきます。中学校でしたら、いじめ・不登校対策委員会が各校にあるのですから、そこでこのアンケートの中身を含めてきっちり議論して、出てきた内容についてはどういう対応をして行くのか、全体像をやはり考えていかなければならないことだと思います。先程の事例のところにもありましたけれども、把握するのも、回答が出てきても、あとはどう詰めていくのかということで、甘い把握の仕方だったら不信感につながっていくということでしょうし、今後、教育委員会で議論してもらわないといけないことだと思います。

委員長

あとは、支援学級の子どもに対しては、どのようにアンケートを 取るのでしょうか。

教育政策課長

児童・生徒自身で回答ができない子どもについては、支援学級担任等が聞き取りを行う必要があると思っております。正確性に欠けるかもしれませんけれども、回答が書ける子どもについては、記述での回答を考えております。

委員長

支援学級の子どもさんで、いじめを受けているけれど、それが本 人はわかっていない場合がありまして、それを周りの子どもが見て あれはいじめじゃないかということもあります。そういう目撃したことについては、このアンケートには出す項目はないのでしょうか。あくまでも、自分がいじめを受けた、あるいは、いじめをしているかもしれないということに対してのみのアンケートなのでしょうか。

教育政策課長

アンケート素案の7番の項目あたりで、その声は拾えるかなと思っております。共通項目として作っておりませんけれども、自分だけのことだけではなく、そういった困っている子どもを見たことはないか、嫌な気持ちになっている子が居るかとか、そうしたものを拾いあげていきたいと考えております。

教育長

そういう子を周りで見たことはありませんかというのは、自由記載ではなく、質問項目としてあげておいても良いのではないですか。それと、もう一つは保護者に対してのアンケートはなかなか難しいのでしょうか。子どもの様子を保護者から見ていて、アンケートに書いていただくというのはどうなのでしょうか。

委員長職務代理者

支援学級の子どもさんは、先程の事例でもそうでしたけれども、 学校に行くのが嫌だというような様子は、保護者が一番良くわかる ことだと思います。支援学級のお子さんについては、人数もそう多 くはないですから、支援学級の担任が直接保護者に伺うことは可能 ではないでしょうか。

原田委員

一般的に、今の世代が既にいじめと背中合わせに育ってきているということですから、周りでいじめられてそうな子がいるというようなことを言った時に、跳ね返りがあることを考えると思います。子ども達は、どのクラスで誰がいじめられているかをよく知っていると思いますので、なかなか出ないと思います。いじめは、集団の中の力関係で起こっていることですから、単純に取り上げても学校がいろいろ動いたけど結局何も無いじゃないかと、結局いじめっ子に安心感を与えているようなこともあります。やはり、個別に話をしないといけないと思います。

委員長

アンケートは一つのきっかけであって、それからどうしていくかということでしょうか。

委員長職務代理者

今原田委員がおっしゃったことは、むしろアンケートを取ること の弊害があるということでしょうか。

原田委員

弊害も無いわけでは無いと思います。学校ができることはこの程 度のことだということにもなります。

教育長

結局は、平成23年度は11件だったが、こぼれているのが山ほどあるのではないかということですから、それがここでどれだけ拾えるのかということです。

原田委員

今までの統計データを見てもらえばわかると思うのですが、世間が騒いだら次の年はドンと数字が上がり、いずれすぐに忘れられて、今度は4回目です。前回は4~5年前でしたが、文科省はいじめで死亡事故が無いということをずっと言っていたのに、マスコミが調べてみたら結構あったということで、3回目は起こったわけです。結構長い期間3~4年じっくりと議論したのですが、今回大津の事件がありました。もともと教員の見えるところでやっているのは大したことではないのですが、見えないところでやっていることが問題なわけです。かなり、従来と違った形でやらないといけないと思います。

教育長

アンケートをやるとして、把握の仕方と言いますと他に何がありますでしょうか。

原田委員

教育委員会とは別の話としまして、今回の事件で変わったなと思ったのは、加害者の写真からプロフィールまでがウェブ上で全て公開されています。今までは全て隠してしまって表面に出てこなかったのですが、今回はその生徒がどこに転校して、親がどういう職業をしていて、といったことが全て出ています。それが今までと違ったことで、今後のいじめ対策にかなり有効かと思いました。

亡くなる子どもさんばかりが問題になりますけれども、いじめられた子というのはほとんどが不登校になり、何年も学校に行けなくて、社会に適応できないわけです。自分の人生をどうしてくれるのかということで、特定のいじめた子達のことはわかっているわけですから、被害届なり裁判なり、そういうことは起こるでしょう。インターネットでのウェブ上のものが結構、弱者も声が出せるという意味では、今後少し事態が変わる可能性があると思っています。

教育長

学校としては、言葉で言えば、未然防止・早期発見・早期対応です。今回の事例報告では、こうやって謝らせた等とありますけれども、その後の再発防止のためにどんな指導をするのか、当たり前のことですがそのことは難しいことだと思います。被害届を出したり、ウェブ上でも公開されたりといった抑止力は確かにあるのかもしれません。

原田委員

学校も今まで努力はしてきたけれども、それでは埒があかず、結局、教育委員会・学校の対応が画一的だと思われていますし、すべて教育委員会に相談し答えるといった体制ではなく、いじめがあったか無かったかについて学校自体は判断しない、ということが世間では非常によく言われています。この問題は出てくるたびに、いじめはいけないというような、簡単なことで解決はなかなか難しいと思います。もっと違った考えが必要だと思います。

委員長

重篤ないじめに関しては、なかなか普通では表に出てこないと思うのですが、先程ありましたような支援学級児童に対するからかいのような些細ないじめは、もうちょっと何とかなるのではないかと思います。いじめを許さないという正義ある集団づくりをしなければならないと思いますし、そこである程度は私達の力で、止めることができると思います。

原田委員

クラスの雰囲気が重要だと思います。

委員長

クラスの雰囲気で傍観者を減らすということですね。

原田委員

クラスが落ち着いていると、いじめも無いし、クラスが授業できないような状況だといじめもたくさんあります。

教育長

それと、前回も話し合いましたが、加害者に対する指導が甘くてはいけないという問題もあり、そういった指導の方法を学校としても考えていかないといけないことだと思います。

委員長

仕返しが怖いということで、加害者に指導しないでほしいという、被害者の考えもあるかもしれません。学校によって、加害者の理解に至らない場合は、かえって問題が大きくなることに子どもは恐れると思います。

教育長

先生が見つけたいじめの事例については、あくまで周囲が見つけているわけで、そんな場合は被害者が先生にちくったということにはなりません。しかし、記名式のアンケートの実施というのは、誰が言った、どこで見つけたのか、ということもあり、なかなか難しい問題があると思います。

委員長職務代理者

軽いところから始まって、少しずつ問題が重くなっていくことも 結構あります。アンケートを取って、すべて掘り起こしてというの は、軽い気持ちでやっているような子どもにとっては、抑止への一 つのきっかけになると思います。社会的にも非常に注目されている 時ですが、この時期にやるということが、一つの抑止効果になるの ではないかと思います。

委員長

原田委員にお聞きしたいと思いますが、いじめる側の人間ですが、先生に見つかった場合に、そこで反省しない場合は、本人が問題を抱えているということも結構あるのでしょうか。

原田委員

はっきり言ってあると思います。日本はあまり調査しておりませんけれども、ノルウェーでは大規模な調査をしており、いじめっ子はクラスの人気者であり、暴力は悪いことと思っていないですし、人格的には歪んだままであります。相手をいじめることに快感を覚え、いじめる相手は誰でも良いわけです。いじめている子どもは、いじめることでストレス発散をしているわけです。

委員長

クラスの雰囲気づくりもありますけれども、いじめる子達も実は 家庭のことや、学力のこと等、何かで困っているのではないかとい うところからも何かアプローチをできればと思います。

原田委員

いじめ対策はいじめっ子対策だと思います。例えば、地域の有力者の子ども等は、クラスの中での有力者で、強いから担任まで巻き込まれてしまい、逆らうと担任までやられてしまうぐらい強いですから。

委員長

そこまでいく事例ではなくて、先程申し上げた些細なことで、私達としては、やはりできることとしてアンケートを取ったり、学校や教育委員会がいじめに対して意識が高いことで、抑止力を示すことができますし、いじめを許さない集団の雰囲気づくり、エンパワ

ーメントもそうだと思います。そういうことで、少しずつ取り組んでいくことが、我々にとってできることではないかと思います。

委員長職務代理者

例えば、こういうアンケートを子ども達には何らかの説明をしてクラスで配るとしまして、その時の担任の先生なりの子ども達への説明の仕方が重要だと思います。このことがなぜこうなのかということを、恐らく先生の意識もそれぞれがだいぶ違うものがあると思います。できたら、事務局でもまとめて、こういう手法でやるということを指導的に学校現場に下ろしていただかないと、それぞれでバラつきと言うか、弱いところが生まれてくると思います。下ろす時がものすごく大事だと、現場の風景を想像した時にそういう感想を持ちます。

次世代育成部次長

事務局の趣旨説明ということは、非常に重要だと思うのですが、 片方で担任の気持ちがこもらない、書いたことを読み上げるだけ で、例えば、教育委員会が実施するからやりますというような形に もしなったとしたら、効果は薄れるのではないかと思います。学校 も上から指示として来たものだから仕方ないということでは、問題 があります。我々事務局ももちろん根底となるところの趣旨は、は っきり説明したいと思うのですが、その現場の雰囲気というのは、 いかがなものなのでしょうか。

委員長職務代理者

例えば、説明をおろす前に職員会議で論議をするなり、不登校対策委員会の組織から全職員に、本校としてやりたいと思いますと言うような姿勢で、ただ教育委員会から指示が来たと言うことではなく、職員の中でそういう雰囲気を醸成していただくということです。その核になる人は不登校対策委員会の長かもしれませんし、校長かもしれませんが、そういうやり方が必要だと思います。

教育長

一度、校長会でも話をしてみたいと思います。

委員長

回収する時に、書いたものが他の生徒の目に触れることがないように工夫していただかないと、子ども達は不信感を招くと思います。

溝口委員

大人達がこのように、社会問題として真剣に取り組んでいますけれども、子ども達もそれなりに考えていると思います。もちろん、

児童と生徒では違いますけれども、悪も居れば極めて純粋な子ども達もたくさん居るわけです。今学級の雰囲気づくりというお話がありましたけれど、更に広げて学校生徒会・児童会であるとか、この問題をどう考え、どう取り組んでいくかを自ら考える必要があると思います。教育課題の中にも、自ら考え・自ら行動するという目標があるではないですか。これは恰好の生きた題材だと思うわけです。これまで30年のいじめの経過の中で、文科省はしきりに生徒会の活用、児童会の活用についてを言っています。これは、いろいろ議論ありますけれども、試行錯誤と言いますか、まずやらないといけないと思います。やった上で、いろんな問題点が出てくると思いますが、それは次から次へ変えていけば良いと思うわけです。そういう投げかけを校長会に図るとともに、子ども達自身でどう考えるか、投げかけていただいたらどうでしょうか。

教育長

その辺りを含めて考えていきたいと思っています。

溝口委員

今回、ある教育評論家は新しい調査・新しい取り組みをしないということは、新しい隠蔽だとおっしゃっています。だから、まず行動だと思います。

教育長

これは2学期のいつ実施する予定ですか。

教育政策課長

9月末に運動会があり、2学期半ばぐらいになると行事等で忙しくなりますので、それまでの早い時期に実施したいと考えております。今日ご指摘いただいたところ、提案いただいたところを取り入れながら、進めて参ります。9月4日に校長会がございますのでそこで説明もできるかと思います。またそこでご意見を伺うようにしたいと考えております。

第一部のご報告の際に申し上げるところでしたが、前回報告した 小学校6年生のいじめの過去の経緯はどうであったか、過去5年間 の教育委員会への報告については調べた結果、ございませんでし た。その小学校では過去5年間で10件近くのいじめの報告がござ いましたけれども、その該当児童に関わる報告はございませんでし た。前後しましたけれども、ご報告申し上げます。

委員長

アンケートについては取っていただくということで、このアンケートが少しでもいじめ問題の解消に役に立つように願います。

他にご質問等が無いようですので、本日の案件は終了致しました。これで、第8回教育委員会定例会を終了致します。皆様お疲れ様でした。